

令和3年第3回奥州市議会定例会付議事件

(令和3年8月27日)

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第1号 奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第2号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第3号 令和3年度奥州市一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第4号 奥州市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第5号 えさし郷土文化館条例等の一部改正について
- 議案第6号 ひめかゆ健康の森条例及び国見平スキー場条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第9号 奥州市越路スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 奥州市過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 令和3年度奥州市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第14号 令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 令和3年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第19号	令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第20号	令和2年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第21号	令和2年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第22号	令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第23号	令和2年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第24号	令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第25号	令和2年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第26号	令和2年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第27号	令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第28号	令和2年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第29号	令和2年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第30号	令和2年度奥州市病院事業会計決算認定について
報告第1号	令和2年度奥州市健全化判断比率及び令和2年度奥州市資金不足比率の報告について
報告第2号	一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について
報告第3号	株式会社ひめかゆの経営状況の報告について
報告第4号	一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について
報告第5号	一般財団法人胆沢農業振興公社の経営状況の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 高橋 裕紀
生年月日 （略）

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の高橋裕紀氏は、令和3年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、同基準等に準じた内容とするため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年奥州市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第203条」の次に「・第204条」を加える。

第1条中「いう。)」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第6条第2項中「その他の」を「その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」第3条の4第2項に規定する」に改め、同項ただし書中「第1項第4号ア」を「前項第4号ア」に改め、「1年以上(」の次に「指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項ただし書に規定する」を加え、同条第5項中「支障がない場合」を「支障がないとき」に改め、同項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加え、同項第11号中「(以下「平成18年旧介護保険法」という。)」を削り、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第11項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第8条第3項中「配付」を「配布」に改め、同条第4項中「第49条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第9条第2項中「情報通信の技術」を「情報通信技術(デジタル社会形成基

本法（令和３年法律第35号）第２条に規定する情報通信技術をいう。）」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第９号」を「奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年奥州市条例第19号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第９号」に、「第59条の28」を「第59条の30」に、「第59条の29」を「第59条の31」に改める。

第23条第２項中「それらの」を「その」に改める。

第25条第３項及び第４項中「第11項」を「第10項」に改める。

第26条第２項ただし書中「及び利用者」を「並びに利用者」に改める。

第31条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の１項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第32条の２ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の１項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その

他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「市の職員」の次に「（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条第2項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改める。

第43条第2項中「第42条第2項第3号」を「前条第2項第3号」に改める。

第44条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条第2項中「介護福祉士その他」の次に「指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する」を加え、同項ただし書中「1年以上（」の次に「同項ただし書に規定する」を加え、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サー

ビスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第49条第3項中「配付」を「配布」に改め、同条第4項中「第8条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第55条中「（以下この章において「運営規程」という。）」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第58条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に、「、第40条及び第41条」を「

及び第40条から第41条まで」に、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改め、同条中「第9条第1項」の次に「中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項」を加え、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。））」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。））」に、「「夜間対応型訪問介護」」を「「指定夜間対応型訪問介護」」に改める。

第59条の3第1項第3号中「第5条」の次に「の規定」を加え、「市」を「市長」に改め、同条第3項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第59条の5第2項第1号イ中「ア」を「アの規定」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「の場合（）」を「の場合において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第59条の7第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する」に改める。

第59条の9第6号中「添って」を「沿って」に改め、「提供する」の次に「ものとする」を加え、「特に」を「この場合において、特に」に、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の14ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める

。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって

は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「
、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える
。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「市の職員」を「市の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第5項中「指定地域密着型通所介護の提供」を「、指定地域密着型通所介護の提供」に改める。

第59条の19第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第34条から第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」に、「第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の21中「指定放課後等デイサービスをいう。」の次に「同号において同じ。」を加える。

第59条の22前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第34条から第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第59条の2」を「、第59条の2」に、「、第59条の5第4項」を「及び第59条の5第4項」に、「第59条の40」を「第59条の20」に改め、同条後段中「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「の場合（」を「の場合において、」に、「場合に限る。）」を「とき」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の23中「第1節から第4節まで」を「第1節から前節まで」に改める

。

第59条の25第2項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第59条の28第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「の場合（）」を「の場合において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第59条の32第5号中「添って」を「沿って」に改める。

第59条の36中「次に」を「、次に」に改め、「（以下この節において「運営規程」という。）」を削り、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の37第2項中「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第59条の38第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の39第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第59条の40中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第34条から第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項」に、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「をいう。以下同じ。））」を「をいう。）」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第62条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する」に改める。

第63条第2項第1号イ中「ア」を「アの規定」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「の場合（）」を「の場合において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第64条第1項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「第62条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項」に改める。

第70条第6号中「添って」を「沿って」に改める。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第78条の2を削る。

第79条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第34条から第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「第73条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を削り、「第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を」とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第96条」を「第96条第1項」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する」に改める。

第84条中「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第65条に規定する」に改める。

第86条第2項第2号ウ中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第90条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する」に改める。

第91条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第92条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第15条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

第96条第3項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改

める。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第102条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第103条第1項中「定めておかねばならない」を「定めておかなければならない」に改める。

第107条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「第100条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第111条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第91条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第112条中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第92条に規定する」に改める。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条第1項中「第110条第7項」を「第110条第5項」に改める。

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第

8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第104条まで」を「第104条」に改め、同条後段中「第122条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」に改め、「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」とを削り、「第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第130条第5項及び第6項ただし書中「地域密着型特定施設」を「指定地域密着型特定施設」に改める。

第131条ただし書中「、本体施設」を「若しくは本体施設」に、「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第132条第4項第1号ア本文中「居室」を「介護居室」に改め、「する」の次に「こと」を加え、同項第4号中「居室」を「介護居室」に改める。

第133条の見出し中「説明及び」を「説明並びに」に改め、同条第3項中「第一項」を「第1項」に改める。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第139条第3項中「、利用者について」を「及び利用者について」に改め、同条第6項中「作成後」を「の作成後」に改める。

第145条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第148条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第99条まで」を「第99条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と」に改め、「「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第7章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を、「2月」との次に「、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人

福祉施設基準」という。) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) 又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) を除き」を削り、同条第4項中「第152条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を「)」に改め、同条第13項中「以下同じ。」を削り、「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第152条第1項第8号中「1.5メートル以上」の次に「(中廊下にあつては、1.8メートル以上)」を加え、「なお」を「ただし」に改め、同号ただし書を削る。

第156条第3項第3号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生^{くわう}の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保

持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する」に改める。

第175条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第176条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第178条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「床面積は、10.65平方メートル

ル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第180条第1項第1号ア(ウ) a 及び b を削り、同項第4号中「1.5メートル以上」の次に「(中廊下にあつては、1.8メートル以上)」を加え、「なお」を「ただし」に改め、同号ただし書を削る。

第181条第3項第3号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する」に改める。

第182条第5項中「当たつて」を「当たつては」に改め、同条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第184条第1項及び第185条第1項中「嗜好^し」を「嗜好」に改める。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介

護看護従業者」とあるのは「従業者」とを削り、「及び第５号」を「、第５号及び第７号」に改める。

第191条第１項中「第63条第７項」を「第82条第７項」に改め、同条第11項ただし書中「前項各号」を「第７項各号」に改め、同条第12項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する」に改め、同条第13項中「別に厚生労働大臣が定める」を削る。

第192条第３項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第172条第３項に規定する」に改める。

第193条中「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第173条に規定する」に改める。

第195条第２項第２号ウ中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改める。

第196条第２項中「それらの」を「その」に改める。

第199条第８項中「第７項」を「第６項」に改める。

第201条第２項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第５号中「第199条第10項」を「第199条第９項」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の２」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第106条まで」を「第106条」に改め、同条後段中「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第１項において同じ。）」と、同項、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「に」、「第59条の13」を「第59条の13第３項及び第４項並びに第59条の16第２項第１号及び第３号」に改める。

第203条を第204条とし、第10章中同条の前に次の１条を加える。

（電磁的記録等）

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第１項（第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第１項、第136条第１項及び第155条第１項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「第62条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中「者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」を「これらの規定中「者であって、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」に改める。

附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

- 第2条 奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「いう。以下同じ。））」を「いう。）」に、「以下同じ。）の事業」を「）の事業」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第6条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する」に改める。

第7条第2項第1号イ中「ア」を「アの規定」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「の場合（」を「の場合において」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第8条第1項中「次条」を「次条第1項」に改め、「これらの事業所又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第1項中「第158条」を「第178条」に改め、同条第2項中「第44条第7項」を「同条第7項及び第71条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書中「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「者であつて、」の次に「指定地域密着型介護予防サービス基準」を加える。

第11条第2項中「情報通信の技術」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）」に改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」を「奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年奥州市条例第15号）」に、「指定介護予防支援等基準」を「指定介護予防支援等基準条例」に、「第30条第9号」を「第32条第9号」に改める。

第19条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第20条の見出し中「等」を削る。

第22条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する」に改める。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症

対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に

よる掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「市の職員」の次に「（当該指定介護認知症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を、「構成される協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第42条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加え、同条第10項ただし書中「当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「終了している」を「修了している」に改める。

第45条第1項ただし書中「以下同じ。」を削り、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項）」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項）」に改め、同条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する」に改める。

第46条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定す

る」に改める。

第48条第2項第2号ウ中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第52条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第59条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第60条第1項中「おかねばならない」を「おかなければならない」に改める。

。

第64条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2及び第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に、「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第66条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、

「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改め、同条第3号中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第71条第1項中「除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第4項中「前各項」を「前3項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第72条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充て

ることができる。

第73条中「介護医療院、介護医療院」を「介護医療院」に、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する」に改める。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第80条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項）」に改め、同条中「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同

項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第91条を第92条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第2項中「別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、「」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあり、及び」に改め、「第10条第2項中「者であって、」の次に「指定地域密着型介護予防サービス基準」を加える。

（奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年奥州市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」を

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）
第6章 補則（第35条・第36条）」に改める。

第2条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「あること」を「あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項で」を「第7項に」に、「情報通信の技術を使用する」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条中「適当な」を削る。

第12条中「58条第4項」を「第58条第4項」に改める。

第14条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第15条第1項中「市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を」及び「に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）」を削り、「53条第4項」を「第53条第4項」に改める。

第19条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「担当職員その他の」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

第20条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第2項中「の業務」を削り、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言

動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」を、「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

本則に次の1章を加える。

第6章 補則

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的

方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第36条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 第4条 奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年奥州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条第3項中「行われなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第4項中「市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を、「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第3項中「利用者又はその家族」を「利用申込者又はその家族」に改め、同条第4項中「第7項で」を「第7項に」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）」に、「規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の

各号を加える。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第6条第7項中「規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

第12条第1項中「同条第2項」を「同条第1項」に改め、「対価をいう。以下同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条中「規則で定める」を「次に掲げるところによるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動による

サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当

者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状

態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (22) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (23) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (29) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (31) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに

協力するよう努めなければならない。

第16条、第18条の見出し及び同条中「市」を「市町村」に改める。

第19条第2項中「第6条から第31条まで」を「この章」に改める。

第20条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第25条第3項中「（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に記載された指定居宅サービス等を提供する担当者を招集して行う会議をいう。）」を削る。

第27条の見出し及び同条中「居宅サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改める。

第28条第3項及び第4項並びに第29条第1項中「市」を「市町村」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第2項中「規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第32条中「第2章及び第3章」を「前2章」に改める。

第33条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条中奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第15条に各号を加える改正規定（第21号に係る部分に限る。）は、令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）第2条の規定による改正後の奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型

介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)

第2条第5項及び第28条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)

並びに第4条の規定による改正後の奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の22において準用する場合を含む。)、第59条の36、第73条、第100条(新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)

並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)
- 及び新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)
- の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条の22、第59条の40、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 10 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、第1条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第 2 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの再発行に係る手数料を徴収する権限を有することが明確化されたことから、本市が当該手数料を定め、徴収する必要がなくなるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例
奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

。

別表第1の30の項を次のように改め、同表備考3を削る。

30 削除		
-------	--	--

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 3 号

令和 3 年度奥州市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

令和 3 年度奥州市一般会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第13号

専 決 処 分 書

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年7月6日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第 4 号

奥州市個人情報保護条例の一部改正について

奥州市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

デジタル庁設置法附則第 41 条の規定等による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先の変更等があったことから、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奥州市個人情報保護条例（平成18年奥州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第34条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第36条第2項中「第35条の2第2項」を「前条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

えさし郷土文化館条例等の一部改正について

えさし郷土文化館条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人件費、物件費等の高騰に伴う管理経費の増大、観光施設の利用者の動向やニーズの変化等に鑑み、えさし郷土文化館等の入場料の額等を見直すことにより、経営の安定化及びサービス水準の維持を図るため、関係条例を一部改正しようとするものである。

えさし郷土文化館条例等の一部を改正する条例
(えさし郷土文化館条例の一部改正)

第1条 えさし郷土文化館条例（平成18年奥州市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第4条中「は、無休」を「の休館日は、1月1日」に改める。

第5条第2号中「午前9時」を「午前9時30分」に改める。

第10条中「以下」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

区分	個人入場料 （1人1回につき）	団体入場料 （1人1回につき）
大人	400円	300円
高校生	300円	200円
小・中学生	200円	150円

備考

1 団体入場料は、10人以上の団体について適用する。

2 特別な資料を展示した場合においては、その資料を観覧しようとするものに係る使用料の額は、この表に掲げる額に市長が別に定める額を加算した額とする。

(奥州市種山高原交流施設条例の一部改正)

第2条 奥州市種山高原交流施設条例（平成18年奥州市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第4条中「5月1日から11月15日まで」を「4月1日から11月30日まで」に改める。

第9条中「以下」を削る。

別表中

「

コテージ	1棟	1泊	基本料金	9,000円
			1人につき	1,000円
		日帰り		6,000円

を

」

「

コテージ	1棟	1泊	基本料金	10,000円
			1人につき	1,000円
		日帰り		6,000円

に改め、

」

同表浴場の項中「200円」を「500円」に改める。

（えさし藤原の郷条例の一部改正）

第3条 えさし藤原の郷条例（平成18年奥州市条例第292号）の一部を次のように改正する。

第4条中「は、年中無休」を「の休園日は、1月1日」に改める。

第5条第2号中「午前9時」を「午前9時30分」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	個人入場料 （1人1回につき）	団体入場料 （1人1回につき）
大人	1,000円	800円
高校生	800円	600円
小・中学生	500円	400円

備考 団体入場料は、10人以上の団体について適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

ひめかゆ健康の森条例及び国見平スキー場条例の一部改正について

ひめかゆ健康の森条例及び国見平スキー場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

利用者の減少、管理経費の増大等により市営スキー場の経営状況が厳しさを増していることから、ひめかゆ健康の森の索道及び国見平スキー場のリフトの使用料を見直すことにより、財源の確保を図るため、関係条例を一部改正しようとするものである。

ひめかゆ健康の森条例及び国見平スキー場条例の一部を改正する条例
(ひめかゆ健康の森条例の一部改正)

第1条 ひめかゆ健康の森条例（平成18年奥州市条例第265号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	1回券	7回券	半日券	1日券	シーズン券 （5月1日から10月31日まで又は 11月1日から翌年4月30日まで）
大人（高校生以上）	200円	1,200円	1,200円	2,200円	12,000円
子ども（小学生及び中学生）	200円	1,200円	600円	1,200円	5,000円

(国見平スキー場条例の一部改正)

第2条 国見平スキー場条例（平成18年奥州市条例第316号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1 リフトの表を次のように改める。

1 リフト

区分	1回券	11回券	半日券	1日券	シーズン券
大人（高校生以上）	200円	2,000円	1,500円	2,700円	15,000円
子ども（小学生及び中学生）	200円	2,000円	1,000円	2,000円	6,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業集落排水施設を公共下水道に統合する場合において、現行の処理区域ごとの規定では負担金又は分担金の金額を正しく区分できないことから、これを字の区域ごとの規定とすることにより、これらの区分及び金額を明確にするため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

(奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年奥州市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

区分	金額
水沢姉体町字南白山の一部、字樋ノ口、字南新田下の一部、字小庄、字小槻の一部、字八幡の一部、字天神林の一部、字宿の一部、字五百刈田の一部	250円
胆沢小山字龍ヶ馬場、字岩ヶ馬場、字尼沼、字下笹森の一部、字二枚橋の一部、字附野の一部、字笹森の一部、字北笹森の一部、字森下の一部、字森の一部、字上長根の一部、字北長檀の一部、字南長檀の一部	300円
上記以外の区域	380円

第13条中「国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で、都市計画法第4条第5項に規定する都市施設」を「都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の用に供している土地で、国又は地方公共団体が公共」に改める。

(奥州市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

第2条 奥州市公共下水道事業受益者分担金条例（平成18年奥州市条例第282号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	金額
水沢姉体町字南白山の一部、字樋ノ口、字南新田下の一部、字小庄、字小槻の一部、字八幡の一部、字天神林の一部、字宿の一部、字五百刈田の一部	250円
胆沢小山字龍ヶ馬場、字岩ヶ馬場、字尼沼、字下笹森の一部、字二枚橋の一部、字附野の一部、字笹森の一部、字北笹森の一部、字森下の一部、字森の一部、字上長根の一部、字北長檀の一部、字南長檀の一部	300円
上記以外の区域	380円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同令を参酌して定めることとされている事項について、同令に準じた内容とするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
奥州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第7条第1項中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第
3号中「限る。」の次に「以下この号及び第4項第1号において同じ。」を加え
る。

第50条に見出しとして「（補則）」を付し、同条を第51条とし、第6章中同条
の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、
正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行
うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該
書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認
識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処
理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

奥州市越路スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市越路スキー場の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市越路スキー場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字小名丸86番地1
団 体 名 江刺開発振興株式会社
代表者名 代表取締役 小沢 昌記
- 3 指定の期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市越路スキー場の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第10号

奥州市過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて

奥州市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）第5条の規定によりみなして適用される同法第8条第1項並びに同法附則第7条第1項及び同令附則第4条第2項の規定によりみなして適用される同令附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

過疎地域とみなされる区域及び特定市町村の区域とみなされる区域において、持続的発展のための総合的かつ計画的な対策を実施することにより、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等を行うことを目的とし、奥州市過疎地域持続的発展計画を定めようとするものである。

議案第11号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

保守サポート期間及び修理対応が終了した光ネット放送設備機器を更新し、安定したサービスを提供するため。

2 取得する財産

- (1) 種別 奥州市光ネット放送設備機器
- (2) 数量 一式
- (3) 取得価格 26,070,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢7番地の2
氏名 マルモ通信商事株式会社
代表取締役 菊地 弘樹

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市江刺地域で光ネット放送サービスを提供するための光ネット放送設備機器を取得しようとするものである。

議案第12号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

令和4年4月に行う江刺地域の中学校の統合により、通学範囲が拡大することから、スクールバスを購入し、生徒の通学の用に供するため。

2 取得する財産

(1) 種別 スクールバス（中型バス）

(2) 数量 3台

(3) 取得価格 55,899,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市前沢字五合田12番地1

氏名 盛岡いすゞモーター株式会社県南支店

支店長 佐々木 義浩

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

スクールバス（中型バス）を取得しようとするものである。

議案第13号

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第14号

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第15号

令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第16号

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第17号

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第18号

令和3年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第19号

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第20号

令和2年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第21号

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第22号

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第23号

令和2年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第24号

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第25号

令和2年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第26号

令和2年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第27号

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第28号

令和2年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和2年度奥州市水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第29号

令和2年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和2年度奥州市下水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第30号

令和2年度奥州市病院事業会計決算認定について

令和2年度奥州市病院事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第 1 号

令和 2 年度奥州市健全化判断比率及び令和 2 年度奥州市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 2 年度奥州市健全化判断比率及び令和 2 年度奥州市資金不足比率を次のとおり報告する。

1 令和 2 年度奥州市健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	16. 2	73. 9
早期健全化基準	11. 63	16. 63	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

2 令和 2 年度奥州市資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	20. 0
奥州市下水道事業会計	—	20. 0
奥州市病院事業会計	—	20. 0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	20. 0
奥州市工業団地整備事業特別会計	—	20. 0

令和 3 年 8 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第2号

一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奥州市文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第3号

株式会社ひめかゆの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社ひめかゆの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第4号

一般社団法人江刺畜産公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人江刺畜産公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第5号

一般財団法人胆沢農業振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人胆沢農業振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年8月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記